

家畜衛生だより

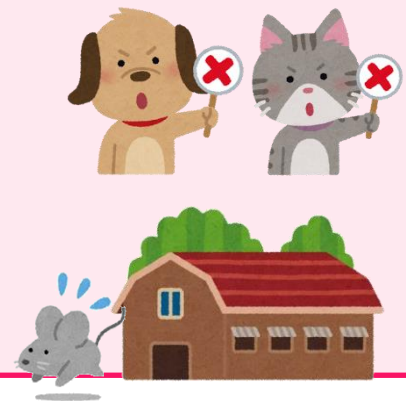
飼養衛生管理基準が改正されました 衛生対策の強化が必要になります！

令和2年4月に飼養衛生管理基準が改正され、10月1日から施行されます。(一部の取組みには猶予期間があります)

基準が厳しくなるため、新たに追加される項目があります。未実施の項目については、早めの対応を行ってください。

10月1日～

- ・衛生管理区域専用の衣服・靴の使用
- ・衛生管理区域内でのペットの飼育禁止
- ・衛生管理区域から搬出する物品の消毒
- ・衛生管理区域内の整理整頓
- ・更衣・車両の交差汚染防止対策
- ・ねずみ・害虫の駆除



令和3年
10月～

- ・放牧の停止や制限に備え、家畜を収容できる避難用設備の確保や移動のための準備措置



令和4年
2月～

- ・飼養衛生管理マニュアルを作成、従業者・外部事業者への周知徹底

